

クラブ・同好会細則

[クラブ]

- (1) クラブは、8名以上の構成員で成立するものとする。
- (2) クラブ成立の承認は、クラブを結成しようとするものが部長会に届け出て、学生大会で2/3以上の賛成を必要とする。
- (3) クラブの承認は、毎年年度初めの学生大会においてのみ行われ、それまでは、同好会として活動するものとする。
- (4) 各クラブには、学生大会の議を経て学生会から活動予算が支給される。
- (5) 各クラブには、必ず顧問教員を置かなければならない。
- (6) 活動不活発・構成員不足のクラブには、部門長が解散を勧告できる。

[同好会]

- (7) 同好会は、5名以上の構成員で成立するものとする。
- (8) 同好会の成立の承認は、部長会において2/3以上の賛成を必要とする。
- (9) 各同好会には、学生会から助成金が支給される。
- (10) 同好会は、8名以上の構成員をもって、毎年年度初めの学生大会において2/3以上の賛成を得ればクラブとして成立する。
- (11) 同好会には、相談役として顧問教員を置くことが望ましい。